

経営発達支援計画の概要

実施者名	仁木町商工会（法人番号 3430005008125）
実施期間	平成29年4月1日～平成34年3月31日
目標	<p>「果実とやすらぎの里・仁木町」という地域の特性を活かし、小規模事業者の抱える課題を踏まえ、関係機関等と連携しながら、小規模事業者の底上げや経営の持続を目指して支援する。</p> <p>また、余市町（隣町）への高速道路開通（平成30年度予定）、高規格道路仁木IC開通（平成32年度開通予定）や、町外事業者によるワイナリー事業へ対応について、小規模事業者を支援していくことを目標とする。</p>
事業内容	<p>経営発達支援事業の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域の経済動向調査に関すること 地域の経済動向の分析を行い、地域経済の実態を把握し、課題を抽出することで、小規模事業者の経営力向上に役立てる。 2. 経営状況の分析に関すること 小規模事業者の持続的発展に向けて、巡回・窓口相談等や専門機関を活用して、経営状況の分析を行う。 3. 事業計画策定支援に関すること 上記1～2により、小規模事業者の持続的発展の為、関係機関と連携して事業計画策定を支援する。 4. 事業計画策定後の実施支援に関すること 小規模事業者に対して、経営課題を解決するため定期的なフォローアップを行うことにより、事業の持続的発展を支援する。 5. 需要動向調査に関すること 一般的な消費動向、地域内の市場動向などの情報収集、分析や、仁木駅利用者アンケート調査・分析を行い小規模事業者に提供する。 6. 新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること 商談会、展示会などへ積極的な参加による販路開拓等を行い、小規模事業者の持続的発展に繋げる。 <p>地域経済の活性化に資する取組</p> <p>6次産業化に取組む農業者及び農商工連携を目指す事業者の支援を行う。また、アンケート調査の結果を関係機関と共有し地域経済の活性化に繋げる。</p>
連絡先	<p>仁木町商工会 〒048-2406 北海道余市郡仁木町西町1丁目2番地1 TEL 0135-32-2689 FAX 0135-32-3320 Mail nikisho@rose.ocn.ne.jp</p>

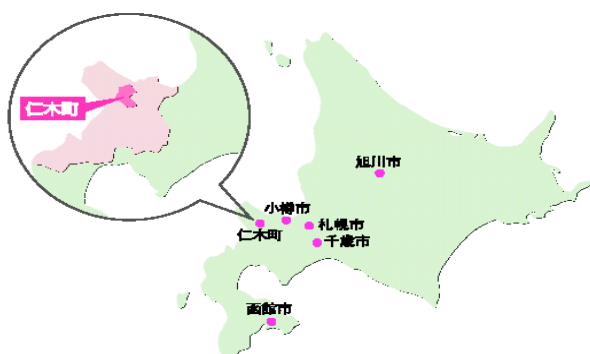
(別表1)

経営発達支援計画

経営発達支援事業の目標

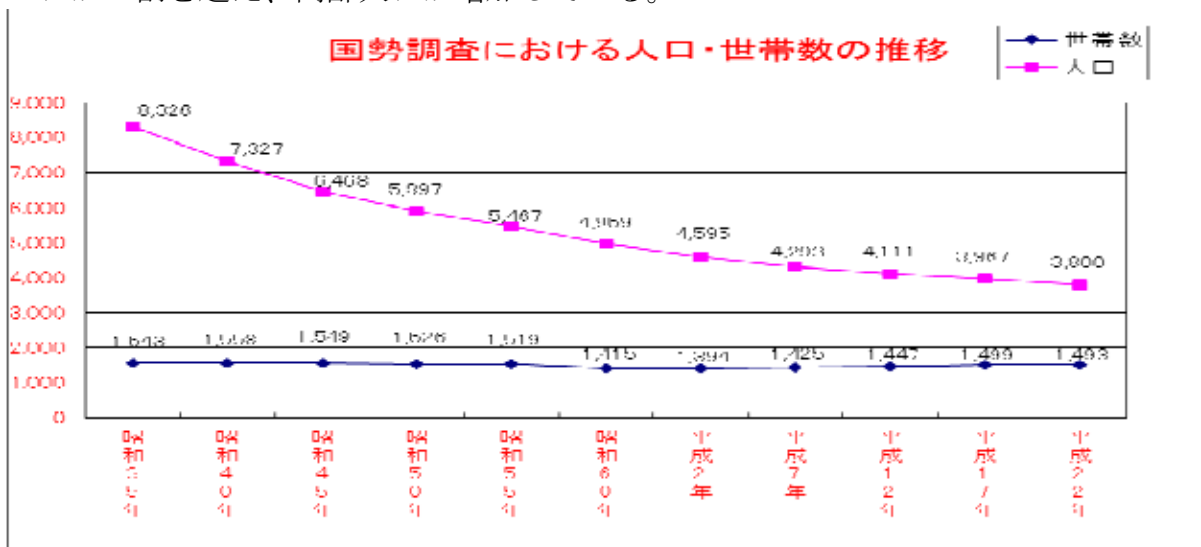
1. 町の概要

仁木町は北海道の西部、後志管内北部にあつて北緯43度8分、東経140度46分に位置し、北は余市町に隣接、東は赤井川村と、また西南は古平町、共和町及び倶知安町とそれぞれ境を画し、小樽市までは24km、札幌市までは58kmと道央圏に近接している。気候は温暖多湿で強風も少なく、豪雪地帯に指定されているが根雪期間は短く、霜も少ないので農作物の栽培に適しており、かんきつ類などの南国産を除いてほとんどの作物が栽培可能な気象条件にあり、道内有数の果樹・野菜・水稲などの生産地として知られている。



2. 人口の推移

人口は昭和35年の8,326人をピークに減少し続け、平成28年7月31日現在(住民基本台帳)3,391人で、65歳以上の人口が3割以上、55歳以上の人口が5割を超え、高齢人口が増加している。



(平成26年9月30日 住民基本台帳)

年齢区分	総数	男	女
総数	3,658	1,689	1,969
0 ~ 4	112	53	59
5 ~ 9	115	64	51
10 ~ 14	122	60	62
15 ~ 19	152	87	65
20 ~ 24	139	70	69
25 ~ 29	179	60	119
30 ~ 34	173	60	113
35 ~ 39	203	96	107
40 ~ 44	178	90	88
45 ~ 49	196	94	102
50 ~ 54	209	121	88
55 ~ 59	228	109	119
60 ~ 64	343	175	168
65 ~ 69	329	158	171
70 ~ 74	277	123	154
75 ~ 79	255	105	150
80 ~ 84	213	87	126
85 ~ 89	151	50	101
90 ~ 94	62	22	40
95 ~ 99	18	5	13
100以上	4	0	4

3. 地域の現状と課題

仁木町の基幹産業は農業で、水稻、ミニトマト、さくらんぼ、ぶどう、ブルーベリーなどが栽培されている。ミニトマトは全国有数の産地となり品質の高さとトレンドに応じた多様な品種構成などが関東や関西の市場や量販店で高く評価され毎年作付けが拡大されている。さくらんぼやぶどうなど、町内には多数の観光農園や「農村公園フルーツパークにき」があり、観光シーズンには果物狩りや直売所へ18万人以上来店しているが最近ではピーク時の7割程度となっており、安定した収入を得る為、ミニトマトへ切り替える農家が増えている。今後はテレビドラマ マッサンの効果で観光客が増えている余市町や小樽市の観光客をどのようにして取り込んで行けるかが課題である。また、毎年新規就農者が1~2名程度町外から来ているが、高齢化による廃業や後継者問題、労働者不足は深刻である。町内には、仁木町の農業技術を学ぶため、外国人技能実習生制度を利用して毎年160名程度の外国人が実習のため来町しており、商工会も平成24年に小規模事業者からの要望により受入事業を開始し、現在まで延78名の技能実習生を受入れ実習を行っている。

最近のワインブームや、温暖な気候を背景に仁木町~余市町一帯のワイナリー構想が持ち上がり現在、大小5件が施設建設に向けて動き出し、仁木町では、「仁木町ワイン観光事業検討協議会」を立ち上げ商工会も構成メンバーとなり今後の事業実施方法について検討をしている。今後小規模事業者がどのように関わりを持っていけるかが課題である。

仁木町の農産物消費拡大、観光農園の振興、当町の第5期総合計画（H23～H32年度）のテーマでもある「果実とやすらぎの里にき」のイメージアップを図ることを目的とした2大イベント、さくらんぼフェスティバルやうまいもんじゃ祭り（来場者 合計約2万人）があり、商工会も実行委員会のメンバーとし協力をし、毎年沢山の観光客が来場しているが、それをどのようにして地域小規模事業者の売上に直結するかが課題となっている。

観光農園等入込み者数 （各年度3月末）

年度	観光農園関係 くだもの狩り、オーナー、直売店、フルーツパークにき										
	イチゴ	サクランボ	ブルーベリー	ブドウ	りんご	ブルー	その他	オーナー	直売店	フルーツパークにき	合計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
平成 9年度	5,820	37,546		22,456	1,065			359	50,372		117,618
平成 10年度	7,639	71,885		24,563	1,408			52	56,790		162,337
平成 11年度	7,525	40,042		25,022	2,836			341	50,458		126,224
平成 12年度	10,100	48,100	800	34,500	6,100	1,400		200	74,800		176,000
平成 13年度	9,781	49,033	2,155	25,060	2,780	2,510		120	73,340		164,779
平成 14年度	11,454	53,163	2,200	33,811	2,450	3,500		100	64,054		170,732
平成 15年度	6,164	59,642	1,800	23,228	3,927	4,660	250	102	76,404		176,177
平成 16年度	5,850	52,898	3,000	6,640	650	1,803	500	8	59,753		131,102
平成 17年度	8,464	52,617	3,750	22,695	1,490	4,632	500	110	75,297		169,555
平成 18年度	8,010	43,348	4,140	15,377	1,785	5,115	550	32	69,145	95,420	242,922
平成 19年度	7,500	36,059	4,766	11,447	1,553	4,578	548	12	70,863	93,041	230,367
平成 20年度	4,780	24,282	3,380	9,809	2,280	2,839	68	22	57,804	76,214	181,478
平成 21年度	4,323	30,309	4,418	8,286	1,465	2,379	28	24	62,539	73,174	186,945
平成 22年度	3,261	31,719	2,705	8,716	1,145	2,385	410	16	46,271	63,070	159,698
平成 23年度	3,066	33,022	3,455	8,089	1,172	2,350	310	12	52,620	49,438	153,534
平成 24年度	620	37,859	5,115	9,776	1,630	2,670	243	14	62,659	54,775	175,361
平成 25年度	766	35,431	4,659	14,319	2,703	2,054	382	14	57,844	47,045	165,217
平成 26年度	950	39,092	3,775	11,006	1,075	2,139	7,154	15	59,857	54,767	179,830

資料 仁木町企画課

農業人口(年齢別の農業就業者数)

(平成22年2月1日)

総数	15～29歳	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	75歳以上
801人	27人	21人	34人	46人	61人	68人	88人	115人	99人	74人	168人

資料:農林業センサス

4. 小規模事業者の現状と課題

仁木町内の小規模事業者は120名で、商業については、車で10分以内の隣町余市町に多種の大型店（イオン・生協・ホマック・ツルハ・サツドラ）が出店している関係で、商店は廃業が相次ぎ現在は、コンビニ2店、その他商店が数店あるのみでコンビニ以外の商店は売上の減少や経営者の高齢化、後継者問題、また卸売業者も流通の変化で廃業が増加し、仁木町内過去5年間で17名が廃業している。

また、経営者の50%以上が60歳以上となっており、後継者の決まっていない事業者も50%をこえていて今後の事業継続が課題となっている。

商業のデータ

商業の状況

(平成 19 年 6 月 1 日)

区分	商店数	従業員数	年間販売額
卸売業	11 店	43 人	81,044 万円
小売業	49 店	156 人	163,826 万円
織物・衣服	1 店	3 人	x
飲食料品	35 店	106 人	68,496 万円
家具・建具	2 店	3 人	x
その他	11 店	44 人	94,954 万円

資料: 商業統計調査

商業の推移

(平成 19 年 6 月 1 日)

年次	商店数	従業員数	年間販売額
昭和 54 年	107 店	280 人	340,568 万円
昭和 57 年	93 店	268 人	444,117 万円
昭和 60 年	83 店	287 人	440,065 万円
昭和 63 年	83 店	304 人	398,467 万円
平成 3 年	88 店	277 人	463,688 万円
平成 6 年	75 店	269 人	383,500 万円
平成 9 年	75 店	289 人	460,975 万円
平成 14 年	67 店	311 人	386,962 万円
平成 16 年	67 店	251 人	342,507 万円
平成 19 年	60 店	199 人	244,870 万円

資料: 商業統計調査

仁木町商工会事業者数

平成 28 年 10 月 1 日現在

業種名	商工業者数	小規模事業者数	会員数
建設業	19	13	13
製造業	12	9	10
卸売業・小売業	43	39	20
飲食店・宿泊業	12	12	7
サービス業	33	17	18
その他	31	30	27
合計	150	120	95

5. 商工会の現状と課題

これまで経営改善普及事業として、税務指導（確定申告等）・金融相談（各種融資の斡旋）・記帳代行（ネットで記帳等）・労務指導（労働保険事務）といった基礎的な支援が中心となっており地域振興事業として広域連携によるスタンプラリーや、外国人技能実習生受入事業、関係団体によるイベントや平成26年度には地域商店街活性化事業として仁木駅前広場のにぎわい活性化事業を実施している。

人口の減少や、経営者の高齢化、売上の減少など今後、廃業する事業者の増加が見込まれるので、売上向上や小規模事業者の維持が課題である。

商工会の事務局体制は、職員4名となっており、小規模事業者の幅広い経営課題に対応・支援する為には、職員の資質向上はもとより、関係機関との連携の仕組みづくりにも今後取り組まなければならない課題である。

6. 中長期的な振興のあり方

仁木町総合戦略元気な産業・雇用支援として以下の方針を打ち出している。

①地域産業の競争力強化プロジェクト

- ・基幹産業である農業の生産基盤の拡充（生食用ぶどう産地確立支援事業等）
- ・競争力のあるミニトマト産地創り（野菜ハウスの更新や新規導入に対する助成等）
- ・余市・仁木ワインツーリズムプロジェクト（ワイナリー醸造施設自演事業等）
- ・特産品のPR、情報発信（都市部での特産品の情報PR事業の展開等）
- ・交流拠点等受入体制の整備（仁木ICを活用した拠点施設整備の検討）

②人材育成プロジェクト

- ・農業及び商工業の後継者の育成（新規就農者や後継者に対する支援等）

③雇用の確保プロジェクト

- ・企業の立地促進、企業支援（企業立地促進条例の対象条件の緩和）

上記の仁木町プロジェクトをふまえ商工会としては、農業を中心とし商業、観光業等の複合的な連携を図り、地域内の経済波及効果を高める取り組みを進め、小規模事業者の維持につなげる。

7. 経営発達支援事業の目標

当商工会では、これまでは金融、労働、税務相談等に対応し小規模事業者への基礎的支援に携わってきたが、経営環境も厳しくなり、抱える課題も事業者それぞれ複雑化・多様化してきている為、今後は「ひとつひとつの経営課題に伴走型支援で成長発展を目指す事業者や、持続的発展を目指す事業者の支援をしていく。」

また、当会地域の基幹産業である「農業と連携した取組みを積極的に行い、情報提供や、新商品の開発、販路開拓を支援する。」

上記目標を達成するため以下の方針のとおり実施する。

- ① 小規模事業者の持続的発展のため、地域内外の経済情報を収集・分析、提供し、

また、経営分析を行い、経営課題を抽出し事業計画の策定をして売上向上や小規模事業者の維持を目指す。

- ② J A新おたる、仁木町観光協会、仁木町果樹観光協会と連携して新商品の開発や販路開拓、情報収集を行い、関係機関が実施する商談会等への小規模事業者の参加を支援し売上向上を図る。
- ③ 仁木町ワイン観光事業へ積極的参加及び協力、情報収集、分析を行い、関連小規模事業者を支援する。
- ④ 新規創業者や第二創業希望者に対して、計画書の策定支援や専門家を招いての個別相談会を開催して支援する。また、事業承継対策として事業承継がスムーズに進むよう、経営分析や専門家派遣事業等を活用しながら支援する。
- ⑤ 地域の産業や観光振興を目的としたイベントに小規模事業者の出展支援を行う。また、6次産業化等を推進し、魅力ある商品の消費・購買力の拡大を図る。

経営発達支援事業の内容及び実施期間

(1) 経営発達支援事業の実施期間（平成29年4月1日～平成34年3月31日）

(2) 経営発達支援事業の内容

I. 経営発達支援事業の内容

1. 地域経済の経済動向調査に関すること【指針③】

地域の経済動向の情報については、内部資料にとどまり巡回指導で一部の情報しか小規模事業者提供できず十分に有効活用されていないのが現状であった、
今後は、各団体等が実施している地域の経済動向等について分析し、巡回や窓口相談で小規模事業者が持続的発展に活用できる情報を提供する。

(事業内容)

- ① 広域的な地域の状況等経済動向について、北海道商工会連合会の中小企業景況調査報告書、北海道財務局の管内経済情報、日本政策金融公庫の全国中小企業動向調査、北海信用金庫の産経レポート、その他統計資料情報等から得た地域の経済動向（収集項目：売上高、資金繰り、雇用状況等）を年4回収集分析して、地域経済の現状の把握と今後の予測を行い、巡回、窓口相談等を通じて、町内の小規模事業者提供情報。
- ② 地域経済状況について、日常の巡回、窓口支援を通じて町内小規模事業者（50%）の景況感（調査項目：売上高・利益・資金繰り・雇用問題・経営上の悩み等）を聞き取り調査し、地域の経済動向を調査分析して、小規模事業者に巡回・窓口相談時に提供していく。
- ③ 当町の基幹産業である「農業」については、新おたる農業協同組合や仁木町果樹観光協会と連携して、農産物の需要や今後の動向を把握し6次産業化や農商工連携事業の取組を目指す小規模事業者等に巡回訪問で積極的に情報提供する。
- ④ ワイナリー事業についても、ワイン観光協議会や関係する団体等より最新の情報を収集し、関連する小規模事業者提供して今後の事業推進に繋げる。

(効果)

地域外の経済動向を把握することにより、新たなビジネスチャンスへの「気づき」に寄与する。また、地域内の小規模事業者の経済動向を把握することができ、経営分析における外部環境の把握や事業計画策定における基礎資料としても活用可能になる。

(目標)

地域内外の最新動向調査の分析結果は、町内の小規模事業者巡回訪問や経営、金融等の相談時に情報提供していく。また関係各機関と連携して常に最新の

情報を整理提供し、ビジネスチャンスの機会を提供する。

支援内容	現 状	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
①経済情報の情報提供	未実施	4回	4回	4回	4回	4回
②地域動向調査	未実施	60件	60件	60件	60件	60件
③関係各機関の情報提供	未実施	2回	2回	2回	2回	2回
④ワイナリー関連事業の情報提供	未実施	2回	2回	2回	2回	2回

2. 経営状況の分析に関すること【指針①】

これまでは、数値的実績に基づいておらず、経営指導員の経験を中心に行っていた。今後は、巡回・窓口相談等により、収集した小規模事業者の基本情報データ（事業所の強み・弱み等）と財務内容等に基づき経営分析を行うことで、個別事業所に応じた伴走型支援につなげ、併せて、巡回訪問等を通じて収集したデータを整理し、実態を把握する。

（事業内容）

- ① 巡回訪問等により決算指導等の対象となっていない地区内小規模事業者（約70事業所）の経営分析（SWOT分析による事業所の強み・弱み等）を行い、小規模事業者が気づいていない経営課題を早期発見するため、ヒアリングシートや経済動向調査資料及び需要動向調査資料を巡回訪問時に持参し経営者との面談・聞き取りにより課題解決策の資料とする。ヒアリングシートでは、次の項目について調査・分析する。
 <調査項目>主力取扱商品・サービス・立地・店舗の状況・後継者問題・売上の推移・主な取引先・資金の状況・従業員状況・自社の提供する商品等の強み弱み・商品開発・経営方針等。
- ② ネット de 記帳システムの利用事業者及び決算指導の対象事業者（約50事業者）を財務面から経営分析を実施する。収益性分析、安全性分析、キャッシュフロー分析、損益分岐点分析等、ネット de 記帳は容易に経営分析ができ、事業者の経営計画策定への基礎資料とする。
- ③ 巡回訪問等では対応できない高度な経営課題を抱える小規模事業者については、ミラサポ、中小機構等、支援機関の専門家派遣制度を積極的に活用して適切な支援を行う。

（効果）

「ヒアリングシート」による分析により、小規模事業者は自らの経営課題に気づくことができ、課題解決に向けての次なる支援策に展開することができる。

ネット de 記帳は容易に経営分析ができ、事業者の財務面の改善提案が可能となり、その後の支援策へつなげることができる。

また、支援機関の専門家派遣制度を積極的に活用し、事業の持続的発展に寄与することができる。

(目標)

支援内容	現 状	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
巡回訪問件数	未実施	20	20	40	40	40
経営分析	未実施	5	5	10	10	10

3. 事業計画策定支援に関すること【指針②】

小規模事業者の多くが事業計画に基づいた事業を実施できず、複雑かつ多様化する経営課題に対応できない状況にある。こういった事業者を解決するため事業計画策定の必要性等を浸透させ、上記1.の経済動向調査、2.の経営状況の分析結果、5.需要動向調査を踏まえ、小規模事業者の持続的発展を図るため専門家や地元金融機関、地域団体等と連携し伴走型の指導・助言を行う。

また、経営課題解決のための支援として、事業計画策定セミナー・個別相談会を開催する。

(事業内容)

- ① 巡回訪問や窓口相談を通じて事業計画の意義や策定の必要性・有効性を理解してもらい、事業計画策定を目指す小規模事業者の掘り起こしを行う。
- ② 事業計画の策定支援にあたっては地域経済動向、需要動向調査、経営分析等で得られた情報を活用し、必要に応じて、専門家派遣事業等を活用し、小規模事業者が抱える経営課題解決に向けた適切な計画策定支援するとともに、実施過程においても専門家と連携して小規模事業者に寄り添った支援を実施する。また、事業計画策定を目指す小規模事業者等を対象に、事業計画策定セミナー・個別相談会を開催する。
- ③ 経営状況分析などの結果を踏まえ、新商品開発や新分野進出等新たな取り組みを模索している小規模事業者を抽出し、地域経済動向調査や需要動向調査をふまえた事業計画策定を支援して、小規模事業者の売上増加を図る。
- ④ 創業及び第二創業希望者については、計画書の策定支援は随時行い、また地域経済の動向調査や需要動向調査の結果情報を提供するとともに、必要に応じて専門家を招き、創業・第二創業をテーマとした個別相談会を開催する。
- ⑤ 事業承継対策として、巡回相談等で対象者を抽出、事業承継がスムーズに進むよう経営分析等で得た情報を基に承継方法等を検討し、必要に応じて専門家派遣事業等を活用しながら、伴走型の指導・助言を行う。

(効果)

事業計画策定の重要性を認識させ、事業計画策定を目指す小規模事業者の増加が見込まれ、また事業計画策定に対する意識啓発を喚起することができる。

既存事業者の新商品開発や新たな取組により、小規模事業者の売上向上等が図られる。創業計画書策定により、開業に向けての支援が具体的になり、創業に係

る知識習得の支援を行うことができる。

スムーズな事業承継が行われることにより、小規模事業者数と雇用の維持が図られる。

(目標)

支援内容	現 状	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
事業計画策定支援	0	3	5	5	5	5
セミナー・相談会	0	2	2	2	2	3
創業支援者数	0	1	1	1	1	1
第二創業支援者数	0	0	1	1	1	1
事業承継支援者数	0	1	1	2	2	2

4. 事業計画策定後の実施支援に関すること【指針②】

これまでは、事業計画は主に融資斡旋時などに作成していたが、その後の進捗状況については把握しきれていなかった。今後は、事業計画を策定した者や、創業・第二創業者に対して事業計画の進捗状況を確認し、P D C Aサイクルが機能するよう支援し、必要に応じて関係機関等とも連携する。

(事業内容)

- ① 事業計画策定後に、計画策定事業所へ3カ月に1回巡回訪問し、事業計画の進捗状況の確認を行うとともに必要な指導・助言・情報提供等を行い計画が達成できるよう支援する。また、関係機関が行う支援策等を周知し、計画実施のためフォローアップを行う。
- ② 資金需要が発生した場合には、日本政策金融公庫の小規模事業者経営発達支援資金を積極的に活用し、円滑な事業推進がはかれるよう斡旋や、小規模事業者持続化補助金など各種補助金等の利用など小規模事業者が持続的に発展して行けるよう伴走型の支援を行う。
- ③ 新商品・新分野進出者へ3カ月に1回巡回訪問し、事業計画の進捗状況などの確認を行うとともに、必要なフォローアップを行う。また、必要によっては専門家も投入し、効果的な支援を行う。
- ④ 創業計画を策定した後、3カ月に1回巡回訪問し、計画の進捗状況を確認し、経営や記帳、資金状況等の相談、アドバイスをを行い、安定した経営ができるよう伴走型の支援を行う。
- ⑤ 事業承継をスムーズに進行するため、3カ月に1回巡回訪問を行い、進捗状況の確認や問題点等を抽出し、課題を解決するため事業者の意向を充分確認しながら支援をする。

(効果)

定期的な巡回訪問によるフォローアップにより、計画通り事業運営されているか確認することでPDCAが機能する。

小規模事業者経営発達支援資金は、事業の安定化に寄与するものであり、積極的に活用する。

(目標)

支援内容	現状	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
フォローアップ件数	0	16	28	28	28	28
持続化補助金活用	2	3	3	3	5	5
金融支援	3	5	7	7	10	10

5. 需要動向調査に関すること【指針③】

需要動向調査では、一般的な消費動向を知ることはもちろんであるが、地域内事業者の商品・サービス等が現在の市場動向、将来的な市場動向に対して成長性・持続性を知ることが重要である。そのため、巡回指導により地域内事業者の商品・サービス等の価値を確認し、また各種消費動向調査情報を収集、分析し、小規模事業者に提供する。

当町の第5期総合計画（H23～H32年度）のテーマでもある「果実とやすらぎの里にき」のイメージアップを図るためには、仁木町の果物に関連するニーズを把握し対応していくことが重要な取り組みである。

そのため、現在仁木駅利用者を対象に実施しているアンケート調査の分析や町内の既存イベントを活用して消費者ニーズを把握し、その結果を小規模事業者に提供する。

(事業内容)

① 観光客の需要動向調査のため、仁木駅利用者100名の観光客を対象に9月中に10日間（水曜日2日、土曜日3日、日曜日5日）、町外からの参加者が多い仁木町2大イベント（さくらんぼフェスティバル・7月実施・入込数約6千人、うまいもんじゃ祭り・10月実施・入込数約7千人）において来町者各300名を対象に「果実とやすらぎの里にき」仁木のくだものに対するアンケート調査を実施する。調査項目は、観光客の年齢・性別・居住地・目的、仁木町で思い浮かべる果物、果物狩り（果物の種類）、価格、料金設定、利用頻度、観光農園に対する要望や満足度及びその理由、果物の加工品などについて調査を実施し、観光客が仁木町の果物や観光農園に対してどのようなことを求めているのかを専門家等と連携し、調査・分析を行い小規模事業者（観光農園）に情報提供し、の売上向上や商品開発及び販路開拓につながる支援を行う。

② 仁木町の農産物や果物を使った加工品の現状や課題、新たな商品開発に向けたニーズ調査を地域内の消費者300人（仁木地区200、大江然別地区50、銀山地区50）を対象に実施する。調査項目については、年齢、性別、居住地域、

職業、購入品目、満足度、改善点、販売価格、選択基準、特に気に入った点、新商品開発に対する意見などについて調査を実施し、専門家等を活用しながら項目ごとに集計・分析を行い、小規模事業者（製造業者等）に巡回・窓口相談時に情報提供するとともに今後の売上向上（新たな顧客の獲得）等のための支援に活用する。

(効果)

観光客や地域内の需要動向を把握することで、消費者ニーズを捉え小規模事業者の経営分析や事業計画策定、商品開発、販路開拓に活用できる。

(目標)

支援内容	現状	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
①仁木駅利用者アンケート調査（提供件数）	1回 (5件)	1回 (25件)	1回 (25件)	1回 (25件)	1回 (25件)	1回 (25件)
①イベントアンケート調査（提供件数）	0回 (0件)	2回 (25件)	2回 (25件)	2回 (25件)	2回 (25件)	2回 (25件)
②地域消費者ニーズ調査（提供件数）	0回 (0件)	1回 (15件)	1回 (15件)	1回 (15件)	1回 (15件)	1回 (15件)

6. 新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること【指針④】

小規模事業者にとって既存の経営維持強化や販路開拓が大きな経営課題となっている。購買力の町外流出、人口減少等による需要縮小など、既存の環境はますます厳しくなっていく中、新規顧客の獲得やPRを目的に、関係機関が開催する商談会、展示会への出展支援を行い小規模事業者の持続的発展に繋げる。

(事業内容)

- ① 関係機関（北海道商工会連合会「北の味覚再発見」・北海道貿易物産振興会「北海道産品取引商談会」）が主催する商談会・展示会に向けて、仁木町及び新おたる農協・仁木町観光協会と連携し、事業計画を策定し、かつ需要動向調査において消費者ニーズに対応した商品を開発（改良）した小規模事業者（新商品開発者や観光農園、製造業者）に対して広く周知し、出展支援（商品規格書の作成支援、事務手続支援等）を行う。商談会では多数のバイヤーが集まり商品改良につながる助言をもらえる絶好の機会であることから情報収集ができるよう事前に質問項目を検討する。また、バイヤーから得た商品改良に向けた意見を集約、商品の磨き上げにつなげ、出展者や出展しない同業種事業者にフィードバックし、地域の特産品の需要開拓と認知度向上を図る。
- ② 小規模事業者（製造業、サービス業、観光農園、飲食業等）が幅広く需要の開拓を創出するため、全国商工会連合会「ニッポンセレクト. c o m」及び商工会の簡易ホームページ作成ソフト「SHIFT」等インターネットを活用し、一般

消費者やバイヤーに商品を広くPR・販売する。登録操作の支援を含めて訴求力のあるWEBの活用方法などを支援することで、魅力ある地域産品等を紹介・販売し、事業者の商品展開力・販売力の向上、販路開拓を支援し、売上増加を図る。

- ③ 小規模事業者（特に食品製造業者）に対して、全国商工会連合会が運営するアンテナショップ「むらからまちから館（東京都）」や北海道のアンテナショップ「どさんこプラザ（札幌市、東京都、名古屋市）」のテスト販売への出展について商工会では、申込書の作成や販売する品目によって出展する時期（四期ある）や場所等を事業者と検討・決定し、少しでも売上や商品の認知度向上と合わせて商圏の拡大ができるよう支援する。またテスト販売でお客様から頂いた意見等を参考に商品の改良などの提案を専門家と連携して行い小規模事業者の売上向上に繋げる。

(効果)

商談会等に出展参加することにより新たな需要の開拓や、磨き上げた商品に対する意見をバイヤー等から取り入れることで更なる商品力向上や新商品開発につながる。

また、インターネットやアンテナショップを活用することで、少ない経費負担で大消費地での需要拡大が図れる。

(目標)

支援内容	現状	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
商談会・展示会出展支援件数	0	1	2	2	3	3
商談会商談成立件数	0	1	1	1	2	2
商談会出店後のフォロー支援件数	0	1	2	2	3	3
上記売上増加率	0	10%	10%	10%	10%	10%
SHIFT登録件数	1	2	3	5	5	5
上記売上増加率	0	10%	10%	15%	15%	15%
アンテナショップ出展件数	0	1	2	2	3	3
上記売上増加率	0	5%	5%	5%	10%	10%

II. 地域経済の活性化に資する取組

仁木町、新おたる農協、仁木町観光協会等と連携して、「仁木町地域経済活性化協議会」設立し、6次産業化や農商工連携など、今後の地域経済活性化の方向性を検討し、また、地域経済活性化の方向性を踏まえ、地域の産業及び観光振興を目的としたイベントに対し、小規模事業者の出展支援を行い、また、現在事業計画が進んでいるワイナリー事業に対し仁木町では「仁木町ワイン観光事業検討協議会」を設立し商工会も構成メンバーとなり、小規模事業者の支援と地域経済の活性化を図る。

1. 地域経済の活性化に資する取組

(事業内容)

- ① 6次産業化や農商工連携の推進に向けた地域経済活性化の方向性を、仁木町・新おたる農協・仁木町観光協会等で協議し、事業者の掘り起こしを行い、魅力ある商品の地産地消をはたらきかけ消費・購買力の拡大を図る。
- ② 仁木町ワイン観光事業検討協議会の内容（観光と農業を融合した街づくり）をふまえて、ワインツーリズムで仁木町を訪れる観光客を観光農園等に足を運ぶよう協議会で働きかけ、ワインだけでなく「果実とやすらぎの里にき」を認識してもらうため果物狩り（さくらんぼ・ぶどう等）楽しんでもらうことで、小規模事業者の売上向上・持続的発展に繋げていく。

2. 地域イベントを活用したまちの賑わいの創出

（事業内容）

- ① 現在行っている地域活性化イベント（さくらんぼフェスティバル・うまいもんじゃ祭り等）に6次産業化及び農商工連携を目指す事業者の出展支援を行い、また、新たにコーナーを設置し地域特産品のPRおよび消費拡大を行う。

（目標）

仁木町、JA新おたる、仁木町観光協会等と地域活性化の方向性を共有し、6次産業化に取り組む農業者及び農商工連携を目指す事業者の支援を行う。また、最新の観光やワイナリー情報などを提供し、小規模事業者の持続的発展や産業振興を図る。

Ⅲ. 経営発達支援事業の円滑な実施に向けた支援力向上のための取組

1. 他の支援機関との連携を通じた支援ノウハウ等の情報交換に関すること

高度な専門的ノウハウを吸収し支援力向上のため、専門家派遣の活用や、近隣商工会、北海道商工会連合会、地元金融機関、中小企業基盤整備機構北海道本部などと連携を図り支援の現状やノウハウ、問題解決に向けて定期的な情報交換により的確な経済動向並びに需要動向の収集を行うとともに小規模事業者へのきめ細やかな支援や、ノウハウ向上を図る。

- ① 仁木町、積丹町、古平町、赤井川村4町村商工会の北後志ブロック商工会広域連携協議会「経営支援会議」において、各商工会と協議し、小規模事業者の課題解決に向けた経営分析手法やフォローアップ支援の手法についての情報交換、地域経済情報等の共有を行い、支援能力の向上を図る。（年3回）
- ② 小規模事業者経営改善貸付推進協議会（日本政策金融公庫小樽支店主催）において、管内商工会の経営指導員が集まり地域経済の動向や、資金需要、支援の現状、ノウハウについて情報交換を行い支援能力の向上を図る。（年2回）
- ③ 地域金融機関の融資担当者と地域の経済動向や資金需要、金融支援ノウハウ等の情報交換を行い、事業計画策定後において円滑に金融支援を受けるためのポイント等を整理することで、支援ノウハウの向上を図る。（年4回）

- ④ 中小企業支援担当者研修（(独)中小企業基盤整備機構 北海道本部主催）で、研修会参加の他地域経営指導員と地域の動向や支援の現状、支援ノウハウ、問題解決手法などについて情報交換を図り、支援能力の向上を図る。また、専門家派遣事業（よろず支援拠点・ミラサポ等）では派遣された専門家から各種支援事業や支援ノウハウ、専門的知識、地域の特性、問題解決手法など情報交換を図り、支援能力の向上を図る。（年1回）

2. 経営指導員等の資質向上等に関すること

- ① 北海道商工会連合会が主催する「全道商工会経営指導員研修会」や中小企業大学校の主催する研修会に経営指導員が年1回以上参加し、過去に受講していない販路開拓、創業、商品開発、地域資源に関する研修会を受講させ、小規模事業者に対する、情報分析力や需要開拓、売上向上、利益の確保をすることを重視した支援の能力向上を図る。
- ② 補助員、記帳専任職員については、北海道商工会連合会が主催する研修会に年1回以上参加し、税務、金融、記帳（決算書・確定申告書作成）に対応できるようスキルアップを図る。
- ③ 全国商工会連合会が実施しているWEB研修は経営指導員が受講していたがこれからは、他の職員（補助員等）も受講してより専門的な知識等の向上を図る。
- ④ 経営指導員等が研修や情報収集で修得した支援ノウハウや経営分析の結果を商工会内で共有するため月1回職員会議を開催し、OJTにより職員の支援能力向上を図り、小規模事業者への支援体制を強化する。

3. 事業の評価及び見直しをするための仕組みに関すること

本計画に記載の事業実施状況及び成果について、以下の方法により毎年度評価・検証を行う。

- ① 商工会内に事業の実施状況、成果を評価する機関として、役場職員や外部有識者（中小企業診断士等）との評価会議を開催し、PDCAサイクルにより事業の評価と見直しを図る。
- ② 正副会長会議において、事業の実施状況、成果の評価・検証を行い、見直し案の提示を行います。（年2回）

- ③ 商工会理事会で事業の実施状況、成果の評価、見直し案の方針を決定します。
(年2回)
- ④ 事業の成果・評価・見直しの結果については、商工会通常総会へ報告し、承認を受ける。
- ⑤ 事業の成果・評価・見直しの内容については、仁木町商工会ホームページで計画期間中公表します。

(別表 2)

経営発達支援事業の実施体制

経営発達支援事業の実施体制	
	(平成 28 年 10 月現在)
(1) 組織体制	
○役員 17 名 (会長 1 名、副会長 2 名、理事 12 名、監事 2 名)	
○事務局 4 名 (事務局長 1 名、経営指導員 1 名、補助員 1 名、記帳専任職員 1 名)	
以上の人員体制で、計画推進にあたる。	
仁木町商工会の組織概要	
会員数 104 名 (正会員 95 名、定款会員 9 名)	
部 会 商業第一部会、商業第二部会、建設業部会、サービス部会、観光部会	
委員会 金融審査委員会、経営改善普及事業推進委員会、情報化推進委員会、 外国人技能実習生受入事業推進委員会	
商工会青年部、女性部	
(2) 連絡先	
〒048-2406	
北海道余市郡仁木町西町 1 丁目 2 番地 1	
仁木町商工会	
TEL 0135-32-2689	
FAX 0135-32-3320	
E-mail nikisho@rose.ocn.ne.jp	

(別表 3)

経営発達支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	29年度 (4月以降)	30年度	31年度	32年度	33年度
必要な資金の額	8,585	8,785	8,980	9,200	9,200
・経営改善普及事業費	6,585	6,685	6,780	6,900	6,900
・地域振興事業費	2,000	2,100	2,200	2,300	2,300

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、道補助金、町補助金、特別賦課金、手数料収入、受託料収入、雑収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

商工会及び商工会議所以外の者と連携して経営発達支援事業を実施する場合の連携に関する事項

連携する内容
地域の経済動向や需要動向、小規模事業者の経営、事業計画策定、販路開拓などを円滑に推進するため、北海道、北海道商工会連合会、金融機関、その他の支援機関と連携を図り、小規模事業者の持続的発展を支援する。
連携者及びその役割
1. 北海道 代表者 北海道知事 高橋 はるみ 住 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 役 割 施策普及支援、経済動向調査、情報発信、情報共有
2. 仁木町 代表者 仁木町長 佐藤 聖一郎 住 所 北海道余市郡仁木町西町1丁目36番地1 役 割 施策普及支援、経済動向調査、情報発信、情報共有
3. 日本政策金融公庫 小樽支店 代表者 支店長 若狭 弘幸 住 所 北海道小樽市稲穂2丁目1番3号 役 割 金融支援、情報共有
4. 北海信用金庫 仁木支店 代表者 支店長 梁瀬 英司 住 所 北海道余市郡仁木町北町1丁目29番地 役 割 金融支援、情報共有
5. 新おたる農業協同組合 代表者 代表理事組合長 山田 裕二 住 所 北海道余市郡仁木町北町3丁目4番地 役 割 町の農作物の情報提供、景気動向
6. 全国商工会連合会 代表者 会長 石澤 義文 住 所 東京都千代田区有楽町1-7-1 役 割 専門家派遣、施策普及支援、情報発信
6. 北海道商工会連合会 代表者 会長 荒尾 孝司 住 所 北海道札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7 役 割 専門家派遣、施策普及支援、情報発信
7. 独立行政法人中小企業基盤整備機構 北海道本部 代表者 本部長 戸田 直隆 住 所 北海道札幌市中央区北2条西1丁目1番地7 役 割 専門家派遣、経営分析支援、施策普及支援、情報発信

8. 仁木町観光協会

代表者 会長 寒河江 仁

住 所 北海道余市郡仁木町北町8丁目17番地

役 割 町内の観光動向、情報発信

9. 仁木町果樹観光協会

代表者 大久保 俊哉

住 所 北海道余市郡仁木町北町8丁目17番地

役 割 町内観光農園動向、情報発信

連携体制図等

